



1982/10 NO. 165



# 広げようボランティアの輪を



あなたもボランティア活動に参加してみませんか

「今日のおかずもおいしいそうだね。」(週に1度ひとり暮らし老人の方に給食を作って配る奥田給食ボランティアグループ)

国際障害者年を契機として、「ボランティア」という言葉が耳にする機会が多くなってきました。「ボランティア」とは、「自分から進んで、自分たちの住んでいる社会をより良くするために、物や報酬を目的としない活動を「ボランティア活動」といいます。

富山県内ボランティアグループの状況 57.4.1

分 野	対 象	専門的グループ		一般組織		合 計		備 考
		グループ数	人員数	グループ数	人員数	グループ数	人員数	
福祉領域		168	4,801	154	5,438	322	10,239	
地域でのボランティア活動		88	3,148	29	1,221	117	4,369	
	老人	44	1,463	16	743	60	2,206	
	児童	23	278	6	271	29	549	
	障害者(児)	10	251	0	0	10	251	
	その他	11	1,156	7	207	18	1,363	
社会福祉施設でのボランティア活動		42	766	118	4,029	160	4,795	おむつづくり 食生活改善運動等
	老人福祉施設	30	568	64	2,470	94	3,038	
	児童福祉施設	10	173	36	949	46	1,122	
	障害者福祉施設	2	25	18	610	20	635	
技術ボランティア		38	887	7	188	45	1,075	
	点訳奉仕	3	152	0	0	3	152	
	朗読奉仕	15	206	0	0	15	206	
	手話奉仕	17	480	0	0	17	480	
	理容・美容	3	49	7	188	10	237	
文化領域		15	196	6	116	21	312	文化財保護・石仏調査等
環境領域		10	302	33	1,611	43	1,913	清掃奉仕等
合 計		193	5,299	193	7,165	386	12,464	

このことは、昭和五十一年の富山県政世論調査結果でも明らかで、や福祉団体などで確認された人数であり、この他にも多数の人がボランティア活動に参加されていると思われまます。

## ボランティアって?

昭和五十六年十月、富山県立近代美術館で開催した「81富山の美術」展に、豊秋半二は「深山湖情Ⅰ・Ⅱ」を出品し、同展の図録に首記のような一文を寄せている。

たしかにその画面には、闊達奔放な墨痕とにじみが鮮かに見え、波だつた近景の土坡、雲煙

にける遠景の山なみは、深山に秘む靈気がまさに生動しててもいるかのようである。つぶさに見れば、構図上の配慮が万全であるとは断じ難いものの、この画面に横溢した一つの気分は、豊秋半二固有のものとも見ることができよう。

しかし、ここに至るまでの道程は決して平坦なものではなかったようである。明治四十年(一九〇七)富山県朝日町に生まれ、昭和十年より安田靫彦の指導を得、戦後の二十一年日本美術院に初入選以来、三十五年まで院展に連続出品、この間白寿賞、大観賞を受けている。やがて公募展から一切離れ、個展を通じ、岩絵具による独自の山岳画を昭和四十年代半ばまで発表し続けた。

目利で知られるある好事家が豊秋の画を評し、「氣韻静寂」であると言ったのは、ちょうどその頃のことである。これはよく知られる謝赫の画の六法をもじり、氣韻いまだ生動せずとの批判や向後の期待をこめて贈った

評語のようである。これを穿つて受けとるならば、水墨への冒険をあえて示唆した助言ではなかったか。彼が畏敬する哲学者、谷川徹三も、華岳(村上)や昌克(日高)に相似た資質の豊秋が水墨に「挑戦」することを言



深山湖情Ⅰ

県立近代美術館収蔵美術作品紹介⑩

### 「深山湖情Ⅰ」

豊秋半二 1981年制作  
紙本・墨画  
151センチ×181センチ

#### 10月号

- もくじ 県立近代美術館収蔵美術作品紹介⑩ 表1~2
- 「広げようボランティアの輪を」 1~4
- あなたもボランティア活動に参加してみませんか—
- 置県百年の春 5
- ふるさとをチューリップで飾りましょう 5
- 障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して 6~9
- 障害者福祉計画—
- とやま「あの日あの日」富山県の転機を探る⑦ 10~11
- 観どころ味じまん 第18回新湊市 12~13

- 富山県のイメージアップを目指して 14~17
- リレーシンポジウム
- 生かそうベテランの持ち味 18~19
- 不当品付販売に要注意 20~21
- トピックス・県政のうごき・お知らせ 22~23
- みなさんと県庁とのパイプ役 24
- シリーズ県有施設紹介⑦ 県民公園新港の森 表3
- 置県百年のシンボルマークを 使用してください 表4

かで、二十歳以上でボランティア活動の参加経験のある人は、実に五四・一歳にのぼっており、多くの人が参加しています。活動内容では、道路・溝・公園

ボランティア活動の参加内容



## ボランティア活動に参加したいが...

ボランティア活動は、余暇を利用して、自分の技能や能力に応じて地域社会に役立てる活動であり、個人や団体でも参加でき、時間の長短に関係なく、一時間でも三十分でも活動できます。

ボランティアグループへの参加状況をみると、これまでは、主に友人や近所の人からの情報により参加した人が多いようですが、最近では、県や市町村の設置するボランティアセンターを通じてのボランティアグループ

また、住んでいる地域にボランティアセンターが設置されていない場合は、市町村社会福祉協議会または、富山県ボランティアセンター内のボランティア情報コーナーで相談に応じています。



新川ヴィーラの老人を魚津水族館に招待(魚津婦人ボランティアグループ)

## ボランティア活動への理解と参加を求めて

県では、ボランティア活動の主体性を損なうことなく、より活発な活動ができるように、その基盤づくりを進めています。

### (1) 「福祉の心」の醸成

他人への温かい思いやりやいたわりの気持ちを育てるために、は、子供の頃から「福祉の心」



福祉副読本「ふくし」

の醸成が必要です。このため、小・中・高の学校を対象にボランティア協力校やコミュニティサービス指定校を指定し、老人や障害者などとの交流を促進するとともに、小学校五年生全員に福祉副読本を作成配布しています。

### (2) 活動基盤の整備

ボランティアセンターや社会福祉協議会では、活動拠点の提供を行っているほか、活動器材の貸出やボランティアニードの発掘・情報提供などを行っています。

### (3) ボランティアの養成

ボランティアとして、継続的に活動していくことは、非常にむずかしいことだと言われています。このため、個人ボランティアのグループ化を促進するとともに、ボランティアスクールや婦人ボランティア講座を各地で開催するとともに、リーダー研修なども行っています。

### (4) コーディネーターの養成

ボランティア活動への参加希望者と、ボランティアを求め



ボランティア活動推進者の研修会

人との調査を行うコーディネーター(調整者)の養成は、ボランティア活動の推進を図るうえから急務となっています。

### (5) 活動中の事故に対する保障

ボランティア自身が活動中にけがをした場合や活動中に他人の身体や財物に損害を与えた場合の保障手段を確立し、万一の



# 富山百年の春 ふるさとをチューリップで 飾りましょう

富山県の花チューリップは、古くからみなさんに愛されてきました。富山県のチューリップ栽培は、六十年以上の歴史をもち、その作付面積も今では二百万を越え、四千三百万球もの球根が出荷されるようになっていきました。その豊富な種類と高い品質は、広く国内ばかりでなく、アメリカやカナダなどの海外においても高い評価を得て、「チューリップとやま」の名で親しまれています。

チューリップの花を咲かせるのは決して難しくはありません。秋に、球根を花壇などに植えれば必ず春には美しい花を咲かせることができます。また、花壇などが無くても、鉢植えや水栽培でも簡単に楽しむことができます。

特に、来年は現在の富山県となつてちょうど百年になります。この記念すべき百年の春をチューリップで飾りましょう。

また、この美しいとやまのチューリップを、県外の友人、親

戚に贈り、ふるさと富山に想いをはせてもらつてはいかがでしょうか。

チューリップの植え付け時期は十月から十一月です。

さあ、家庭で、職場で県の花チューリップを植えましょう。

そして、花を育てる楽しさ、作る喜びをあなた自身であじわってください。

富山市新総曲輪一の七  
富山県農業水産部園芸特産課  
電話 〇七六四(三二)四一一一

また、  
砺波市一番町三の四四  
富山県花卉球根農業協同組合  
電話 〇七六三(三三)二四四八  
へ紹介してください。

### 植込時期及び植込方法

**【花壇】** 10月下旬より12月下旬。排水、日当りの良い所に1平方に当り90球を15 $\times$ 15 $\times$ 15 $\times$ 間隔で植込む。所定の場所をよく打返し、まず①植込みに必要な深さ(20 $\times$ )ほど上部の土を去除し、肥料を底土とよく混和する。②その上に去除した土を少々入れ(間土)、球根を並べる。最後に③残った土をかぶせ(覆土)、表面を平らにし、灌水して仕上げる。

**【鉢植】** 10月下旬より1月上旬。水掛けの良い土壌を選ぶ。

植込順序  
A) 鉢底に「かけら」を入れる。  
B) 荒い土又は小石、砂を入れる。(1/4)  
C) 肥料の入った土。(1/4)  
D) 間土(肥料の入らない土)  
E) 球根を並べる。(15 $\times$ 鉢に3球、18 $\times$ 鉢に4球)  
F) 覆土(肥料のない土)し、灌水する。

注意事項  
(1) 長期間降雨がない場合週に2回軽く灌水を行う。  
冬季、非積雪地方では強い霜害に対し地表に敷ワラをし、春には去除く。積雪地方では、融雪時の長期間水浸しを防ぐため高鞋にする。  
(2) 鉢植の場合植込み後芽が出るまで日陰に置き、芽が出たら日当りの良い所へ移す。鉢の土が極端に乾燥しないよう適宜軽く灌水する。  
(3) 毎年同じ場所に植える場合は石灰を施し土壌を消毒する。  
(4) 肥料は少量施用する。



「手話って難しいね」

事故に備え、安心して活動に取り組めるよう創設されたものにボランティア保険があります。

## ボランティア活動の 活性化を目指して

今後、県では、ボランティアのもとに潜在ボランティアの発掘に努め、ボランティア活動の活性化を図ることにしています。また、ボランティア活動をサ

ポートするため、官民が協力してボランティア基金を造成することも考えています。ボランティア活動は、県が策定しつつある新総合計画の中でも大きな柱となっています。みなさん、ボランティア活動に積極的に参加し、豊かな地域社会をつくりましょう。

## 10月はボランティア強調月間

富山県と富山県社会福祉協議会では、昭和54年度から毎年10月を「ボランティア強調月間」と定め、市町ボランティアセンターや市町村社会福祉協議会の協力を得て、県民のボランティア活動への理解と積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティアを励まし、さらに活動の推進に努めています。

強調月間中は、啓発ポスターやミニパンフレットを作成しPRに努めるほか、10月17日(日)午後1時から、第一生命ビル9階ホールにおいて、「富山県ボランティア交流集会」を開催いたします。当日は、県内の4ボランティアグループの活動発表や青木一雄氏(元NHKアナウンサー)の記念講演も予定されています。

また、市町村においても多彩な行事が予定されています。



ボランティアマーク

# 障害者の 「完全参加と平等」 めざして

## 富山県障害者福祉計画



「わあ、きれい」(障害者立山へ)

昨年は全世界をあげて、障害者の「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年でした。  
富山県では、それまでも保健医療、教育、雇用、福祉等多くの面で各種の施策を実施してきましたが、この国際障害者年を意義あるものとするため、推進本部の設置、推進懇談会の結成など、その啓発活動や各種の記念事業を積極的に進めてきましたことはご承知のとおりです。  
しかし、多様化する今後の社会にあつて障害者問題は、対象者の態様などにより、そのニーズも異なることから、幾多の問題が残されています。  
県では、この問題に対処するため、今後長期にわたる全県民的な取り組みが必要と考え、障害者福祉の方向づけを明らかに

## 障害者福祉の基本的考え方

### 障害者福祉の理念

障害者福祉の目標は、障害者が社会の一員として、社会、経済、文化などの様々な分野に積極的に参加し、活動できるようにするとともに、社会経済の発展による利益の平等な分配を受け、等しく生活を営めるようになることです。  
ためには、ノーマイゼーションの思想、すなわち「障害者や老人など社会的援助を必要とする人々が、何らか存在する社会こそが通常の社会であり、そのような特別の援助を必要とする人々であっても、分離的、隔離的に処遇するのではなく、可能な限り住みなれた家庭において、または、それに近い状態で生活できるようにすることが望ましい。」という考え方に立脚し

た共通の認識をもつ必要があります。  
現在の社会にこのような考え方が浸透し始めていますが、完全な状態になるまでに至っておりません。障害者の基本的人権が十分に尊重される社会の創出を早めるためにも、ノーマイゼーションの考えを基調とした諸施策の展開に努めます。

## 障害者福祉施策の展開

### 障害者に対する正しい理解の促進

- ① 障害者の「完全参加と平等」の実現を図るには、人々が障害者に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。  
主に次のような施策を推進します。
- ② 各種広報媒体の積極的な活用
- ③ 福祉の店の設置
- ④ 県テレビ広報に手話通訳の挿入
- ⑤ 障害者の海外派遣事業への参加促進
- ⑥ 施設開放の促進
- ⑦ 福祉副読本の継続
- ⑧ 交流学習の促進
- ⑨ 福祉講座の開催



手話通訳を挿入した県のテレビ放送

### 障害者福祉推進の方向

- 障害者福祉の理念に基づいた障害者福祉を推進するため、次のような方向で施策を推進します。
- ① 障害者に対する正しい理解が社会全体に行きわたるようにするとともに障害者の意見の反映に努めます。
  - ② 行政各般にわたる障害者福祉施策について関係機関との連携を強化し、総合的推進に努めます。
  - ③ 障害者が家庭や地域社会で安心して暮らしていけるよう在宅サービスを中心とした地域福祉施策の体系的整備を図ります。
  - ④ 行政が処理すべき分野と民間活動の分野を明らかにし、相互の連携をとりながら地域福祉の推進を図ります。



昨年の国際障害者年キャンペーン

### 障害者の発生予防医療及びリハビリテーション

- 心身障害の発生原因には、先天的なものや後天的なものがあり、その予防を図るためには、障害の原因と実態を的確に把握し、これに対する適切な対策を講ずることが大切です。
- また、障害の発生予防、早期発見、早期療育体制の充実や総合的リハビリテーションシステムの確立などを図ることが必要です。
- ① 周産期における母子保健体制の整備
  - ② 中途障害者の発生予防体制の充実
  - ③ 乳幼児期の健康診査の強化
  - ④ 心身障害児総合通園センターの建設
  - ⑤ リハビリテーション専門病院の建設

- ⑥ 地域におけるリハビリテーションの強化
- ⑦ 専門職員の養成確保
- ⑧ 重度障害者の医療体制の充実
- ⑨ 救急医療の充実
- ⑩ 精神科医療の充実
- ⑪ 障害者の歯科医療体制の確保
- ⑫ 医療費助成の充実



富山県リハビリテーション専門病院新築工事

完成予想図

## 特殊教育の振興

心身に障害を有する児童生徒の能力を最大限に伸ばし、可能な限り社会に参加することができるよう、障害の状態や発達段階、特性などに応じて、よりよい教育環境を整えていくことが必要です。

主に次のような施策を推進します。

- ① 幼児教育の充実
- ② 就労指導体制の充実
- ③ 教育内容・方法の充実
- ④ 学校施設設備の充実
- ⑤ 交流学习の促進



リハビリテーション専門病院の内部完成予想図

- ⑥ 職業教育の充実
- ⑦ 訪問教育の充実
- ⑧ 健康教育の充実
- ⑨ 後期中等教育の充実
- ⑩ 特殊教育センター(仮称)の設置

## 就労の場の確保

障害者にとって就労は、生計の維持だけでなく、社会の一員として社会に参加し、役立ち、自己の生活が生かせるという、社会的自立を図るもつとも重要な

な意義を担っていることから、障害者雇用対策を積極的に展開していくことが必要です。主に次のような施策を推進します。

- ① 職業訓練校への入校の促進
- ② 相談指導体制の充実
- ③ 雇用率達成指導の強化
- ④ 職場適応訓練制度などの活用促進
- ⑤ モデル工場の育成(第三セクター方式についても検討)
- ⑥ 共同受注システムの推進
- ⑦ 授産施設の整備
- ⑧ 福祉工場の整備



一生懸命勉強する子供たち

## 在宅サービスの充実

障害者が社会の一員として、その生れ育った家庭や地域の中で、生きがいのある自立した生活を営むには、生活の基盤となる経済生活の安定と各種福祉サービスの提供による家庭的更生が図られるように条件整備を進める必要があります。

実

- ⑤ 緊急一時保護体制の充実
- ⑥ 補装具の給付の拡充
- ⑦ デイ・サービス事業、通所訓練事業の拡充
- ⑧ 身体障害者福祉センターなどの整備

主に次のような施策を推進します。

- ① 各種手当などの充実促進
- ② 心身障害者扶養共済制度の加入促進
- ③ 相談指導体制の強化
- ④ 家庭奉仕員派遣事業の充



「このシャツなかなかいいなあ」

## 施設サービスの充実

最近では、障害者が施設よりも在宅を志向し、可能な限り地域社会での生活を求める傾向が

みられます。

## 社会参加の促進

障害者が積極的に社会参加できるように、障害者を取り巻く社会生活環境を整備するなど参加への諸条件を整えることが必要です。

主に次のような施策を推進します。

- ① ガイドヘルパー派遣事業の充実
- ② 専門的ヘルパーの養成確保
- ③ コミュニケーションの円滑化
- ④ 障害者団体の自主的活動の促進
- ⑤ 公共建物などの整備



機能回復訓練に励む



スポーツに汗を流す

## みなさんの理解と協力を

なお、この計画の実効性を確保するため、障害者福祉の理念を県民全体が理解し、県はもとより、市町村、地域社会、家庭

など社会のすべての分野が、その責任と機能に応じて、この計画の遂行に参加することが必要です。

# とやま「あの日あのとき」

## 富山県の転機を探る⑦

# 工業立県へのスタート

—不況への挑戦、県営電気大正九年二月二十一日—

### 「経世小策」



第14代知事 浜田恒之助  
〔在任 明治43. 6. 14  
～大正4. 8. 12〕

開し、文字どおり、県政中興の祖」となった。

十四代知事浜田恒之助は、土佐藩出身の偉丈夫であった。初代国重知事と並んで在任期間の最も長い知事であり、明治から大正にかけての五年間県政を展

開し、文字どおり、県政中興の祖」となった。その著「経世小策」に「況んや本縣に於ては大工業の爲め非常なる便宜有り、水力電気之なり。本縣は地勢傾斜し、山岳急峻にして、水勢急なるを以て、水力電氣を起すに適し、廉價なる無限の効力を得らるべし。蓋し工業界に於ては石炭は將に過去のも

のたらんとす、將來は水力電氣と瓦斯の二者が、工業界を支配するに至るべし。此の至寶を抱きながら自ら利用する能はず、或は空しく他人の横奪するに任ずる如き有らば、豈に千秋の恨事にあらずや。本縣工業には古き歴史と名聲

### 大戦と米騒動

濱田知事の予見は第一次世界大戦による日本の経済発展の中で決定的な重みを持つに至った。

とを有するものあり、又本縣實業家は能く敢爲進取の氣象に富むと稱せらる、希くは時勢の變遷を大觀し奮勵努力せられんことを。と記し、水と人の利用により工業立県へ転換すべきことを語りつづけた。

### 変化 (明治40年～昭和17年)

(総価額、単位は円)

	畜産	林産	鉱産	水産	工業
明治40年	0.0	1.1	0.1	4.8	36.1
41	0.5	1.4	0.1	6.2	32.1
42	0.6	1.3	0.1	5.3	37.6
43	0.6	1.5	0.1	5.0	38.6
44	0.6	1.4	0.1	4.5	36.0
大正1	0.6	1.4	0.2	4.4	32.8
2	0.5	1.4	0.2	5.5	32.6
3	0.7	1.8	0.2	6.8	40.6
4	0.4	1.4	0.4	5.1	40.6
5	0.6	1.3	0.3	5.9	43.2
6	0.8	1.6	0.1	6.0	44.4
7	0.7	1.7	0.1	5.5	45.3
8	0.6	1.7	0.4	6.1	40.2
9	0.7	2.1	0.3	7.3	39.8
10	1.1	2.5	0.4	6.7	47.4
11	1.1	2.6	0.7	5.3	52.0
12	1.0	2.2	1.0	4.5	52.5
13	0.9	1.7	0.9	5.2	48.6
14	0.9	1.6	0.9	4.4	52.2
昭和1	1.1	1.2	1.0	4.7	57.3
2	1.4	1.5	1.3	4.8	57.9
3	1.4	1.3	1.4	4.6	58.4
4	1.1	1.3	1.5	4.8	58.4
5	1.1	1.3	1.7	4.6	63.8
6	1.2	1.5	0.9	4.9	64.9
7	1.0	1.3	1.3	3.4	68.3
8	0.8	1.4	2.2	2.7	67.8
9	0.8	1.3	2.8	2.8	70.0
10	0.8	1.1	2.9	2.5	70.9
11	0.7	1.1	3.0	2.3	72.4
12	0.7	1.1	5.7	1.7	70.4
13	0.7	1.2	10.4	1.8	67.8
14	0.7	1.2	16.3	1.9	60.9
15	0.7	1.3	15.0	1.8	65.1
16	0.8	2.1	15.2	1.7	63.9
17	0.5	0.6	0.1	1.2	83.4

富山県(昌平社刊)より

### 生産物総価額と産物別構成比の

	総価額	総価額	農産
明治40年	42,979,639	100.0	57.9
41	44,796,388	100.0	59.7
42	41,906,560	100.0	55.1
43	43,017,360	100.0	54.2
44	49,824,559	100.0	57.4
大正1	60,678,256	100.0	60.6
2	62,401,303	100.0	59.8
3	44,379,834	100.0	49.9
4	50,067,098	100.0	52.1
5	58,232,272	100.0	48.7
6	86,633,260	100.0	47.1
7	116,960,432	100.0	46.7
8	176,770,847	100.0	51.0
9	169,468,447	100.0	49.8
10	150,210,204	100.0	41.9
11	139,791,593	100.0	38.3
12	149,537,361	100.0	38.8
13	179,219,102	100.0	42.7
14	176,403,133	100.0	40.0
昭和1	178,116,195	100.0	34.7
2	159,154,127	100.0	33.1
3	170,609,554	100.0	32.9
4	164,000,755	100.0	32.9
5	132,349,033	100.0	27.5
6	110,371,640	100.0	26.6
7	143,024,567	100.0	24.7
8	183,574,805	100.0	25.1
9	206,358,051	100.0	22.3
10	245,158,120	100.0	21.8
11	264,938,937	100.0	20.5
12	319,820,352	100.0	20.4
13	341,526,280	100.0	18.1
14	484,170,926	100.0	19.0
15	538,096,318	100.0	16.1
16	658,798,700	100.0	16.3
17	848,872,264	100.0	14.2

「明治・大正・昭和の郷土史18」

富山県知事に就任した東園基光の登場は、まさにこの危機的時期に当たっていた。

### 県営電気事業

で富山県の生産総価額は四倍にはね上がった。やがて大正十年は富山県の経済史上画期的な年となった。明治以来農産物が圧倒していた富山県の経済構造がこの年を境に工産物中心へと転換したからである。

大正九年二月十六日、東園知事は臨時県会を突如招集した。彼が秘かに画策していた県営水力発電構想を審議にかけるためであった。常願寺川水系四河川に八カ所の発電所を設け、四万キロワットの発電を行おうというものであった。発電が稼働すれば、その収益として年間二百六十八万円を県民に提供でき、

なかつた。深刻な経済不況下で失業者が激増し、農村が荒廃していた中であつて大土木工事はこれらを支えるものであつた。しかし、この事業には二千万円という膨大な経費が必要とされた。

大正十三年四月、上滝など三発電所から送電が始まり、県営発電事業は軌道にのりはじめ、富山県の先行きに大いなる灯がともされた。水と人の利用を根本とした浜田の理念は、東園によつて開花した。昭和初年の不況期、ひとり富山県が電力王国の名をほしいままにし、不況を克服できたのはこの二人の先達の先見性と実行力によるところが少なくない。



松ノ木発電所



上滝発電所



第17代知事 東園基光  
〔在任 大正8. 4. 18  
～同10. 12. 24〕

社会的危機は、戦後の経済不況と相まって更に深刻なものとなつていった。東京府内務部長から

六十八万円を県民に提供でき、

ために、県会で猛烈な反対が起こつた。官選知事は事業を見届けることなく転出するのが通例であり、失敗すれば苦汁をなめるのは県民であるという議論が大勢を占めた。東園はこれら

に反論し、熱誠をもつて説得

# 観どころ味じまん

第18回 新湊市



休日には多くの人たちの憩いの場となっている展望台

## 富山新港展望台と少童社

この展望台は、港湾環境整備の一環として、海と自然との触れ合いの場、憩いの場として、昭和五十五年完成したものです。

晴れた日には、富山湾、立山連峰、能登半島までも、一望することができます。

また、横には、放生津瀨(現在の富山新港)の弁天島から移設された少童社があります。

この社は、その昔、瀧の肥沃土を掘るたびに多数の水死者が出たところから、これはきつと瀧の主(大亀)の仕業であろうと恐れた人々が、主の怒りを鎮めるために、明和四年(一七六七)瀧の中心に築島をつくり、ここに海竜社を創建しました。明治のころ現在の少童社に改められたものです。



新港の建設によって弁天島から移設された少童社

## 専念寺の傘松と梵鐘

専念寺は、井波瑞泉寺の分派として建立された古刹。

この寺の境内に、傘松と呼ばれる松があります。その枝が地に傘をひろげたようになっているところからこの名があります。この松は、享保二年(一七一七)に旅僧が植えたものと伝えられていますが、二百年以上経たとは思えないほど青々と茂っています。

また、この寺の梵鐘は、県内に現存する在銘の鐘としては最も古く、文明六年(一四七四)に作られたものです。

音響はひじょうに澄み、かつては朝夕に鳴らされ、沖で漁をする人たちの耳にも届き、仕事の区切りに役立ったそうです。



文字どおり傘の形になっている



近代的な鐘楼とは対照的な梵鐘



県指定文化財となっている梵鐘



樹齢をしみじみと感じさせる「傘松」





## 何が不足しているか

富山県が好きと言えない

どの県に住みたいかという調査の結果、富山県人は石川と静岡を挙げる。ところがいろんな指標でみるかぎり富山は住み良さ全国一。

暗いイメージしかつくられていない、PRが下手

越中フンドシや雪のマイナスイメージが強すぎて、とにかくイメージが悪すぎる。PRが下手なんだ。

施設を造って魂入れず

役所の造る施設はいつもバラバラ。老人ホームの二階に保育所があってもいいのに、いつも欠けている。

最大公約的発想で造っている。最近の文化会館ラッシュにしても、「おらが町に」意識でなく広域的発想にできないのか。それに「〇〇会館」なんてネーミングが悪い。

また、立山山麓家族旅行村にしても、そのネーミングから若者は行く気がしない。ペンション村で成功した長野県の例を研究してほしい。

住宅にしても、造り急ぎ、住み急ぎ、そして後悔という形が多い。もつと夢の時間を伸ばす工夫がほしい。

また、富山では、隣が百万円で造ったら、「あれと同じものを九十万円できんか」とくるが、石川県なら「百万円であれよりいいものを」という。富山は風化しやすいものを次々と街に造っている。

満ち足りて無気力になった県民性

県のキャンペーンに「いい人いい味 いきいき富山」があるが、「いきいき」が富山では一番欠けている。

先ほどハングリーという指摘があったが逆である。富山では多くの家が田んぼを持ち、かつ夫婦とも働いている。多様な安定というところで金銭面でも豊かになり、そこに生ぬるい県民性が芽生えている。行政も財界も「まあまあ」で前例通りで、少し変わったことをやるとのけ者にされるという安定志向が底辺にある。

そのため、危険なことに手を出さない。日本海一裏日本一暗い、という図式に反発して、日本海側表日本運動ぐらいやってもらいたい。その意味じゃ早稲田劇場の利賀村はいいんじゃないか。本来の村の祭りを忘れて早稲田小劇場がきたら「文化村

だ」というところなんか全然ウジウジしていない。県展の写真でも、中央の審査員が暗いイメージの作品ばかり選ぶものだから、撮る方もそんなものばかり撮っている。スポーツより勉強 中学、高校では、勉強ばかりでスポーツを熱心にやらない。

もつとスポーツに力をいれるべきだ。 街に魅力がない 富山の街は無個性の代表みたいなもので、まったく魅力がない。生活は夜型志向になっっているのに街の中心部でさえ、七時には、灯が消えてしまう。



## どう展開するか

街に顔をつくりたい

富山の街は商業集積の魅力がない。〇〇通りというダラダラ商店街よりも、核を作る必要がある。

富山市の街角ごとに壁画をつくればうんとイメージアップにつながるんじゃないか。

雪こそ白いキャンバスだ

富山の最大マイナスイメージである雪をいかに魅力に切り替えるか。スキー修学旅行の誘致や「雪が降りました。見に来てください」「冬こそ富山へ」というPRもあっていいのではないか。

富山のPRにイメージ戦略を



県はいろいろなシンボルマークを持っているが、色に統一的イメージがない。職員の制服や伝票、名刺にまでトータルなものを打ち出せばモラルアップにもつながる。

また、富山県のタクシーは黒ばかりであるが、ワインカラーか紅白でもよいのではないのか。宣伝、PRは組織的に行う必要がある。

どんなチャンスもPRに

四季を通じてのPRを行ない、車のシールなどでキャンペーンを行なったり、売薬さんを通じてのPRや全国のラジオ局へ富山の資料を送ってPRすることも必要である。

学会もPR手段

いま地方自治体では学会誘致に乗り出している。それは、学会の後には必ず視察旅行がある

からだ。これをやれば、ものすごいPRになる。それには大きな会議場と宿泊施設、交通体系の整備が必要だ。

若者の可能性を引き出そう

若い人のエネルギーを引き出す基盤がない。せっかくだが品をつくっても、若者に無料で貸してくれる発表の場は少ないので発表の場をつくらなければならない。

昨年伊藤敏博君、アラジンの高原君と続いたポプコンの優勝は確実に富山県のイメージアップにつながった。いま県内でこれに刺激された若い芽が伸び始めているので、長い目で育てる温さも必要だ。 まず、富山が好きと言えるように

祭りや催しをもつと参加型に切り替え、みんなで作り上げるというムードを出したい。それが街をアクティブにし、私たちが好きだという主張も出るのではないか。 また、県民それぞれが、住んでいる地域で昔何があったかを知ってそこを好きになる運動を行なえば、富山を明るく、楽しくすることができるといえる。

このように、富山に住んでいる人が富山を本当にいいと思わないと人は来ない。県民一人ひとりが富山に自信を持って自慢することが一番のPRになる。 イメージアップは、県民が自分の県にどれだけ誇りを持っているかにかかってくる。

# 生かそう、ベテランの持ち味

高年齢者雇用促進月間 十月一日～十月三十日



中高年齢者集団面接選考会

## 進む労働力人口の高齢化

みなさんご承知のように、戦後日本の高齢人口は急速に増加し、今後さらに高齢化が進むといわれています。それに伴い、全労働力人口に占める五十五歳以上の割合も昭和五十五年の一六・一％から六十五年には二〇・三％へと高まっています。

特に、本県の場合は、全国水準に比べ十年前も早く高齢化が進んでおり、労働力人口の五人に一人は高齢者となっています。

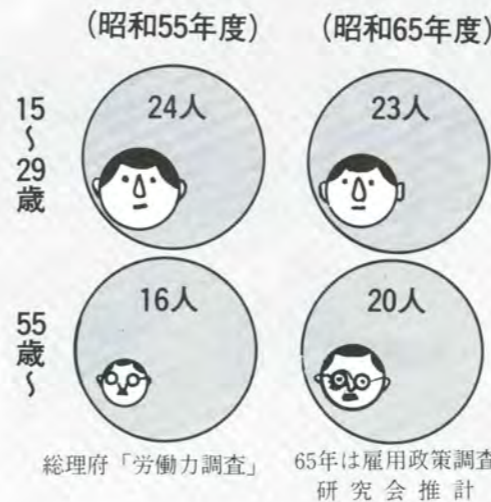
## 雇用環境

このように高齢化が進んでいくにもかかわらず、高年齢者の求人状況は、昭和五十六年十月の調査で、求人倍率〇・一六倍と求職者六人に対し、求人がわずか一人というひどい状況にありま

また、高年齢者の雇用状況も昭和五十六年六月一日現在で、全国平均が六・六倍であるのに対し、富山県は五・四倍と全国平均を一・二倍も下回っています。

この高年齢者雇用率は、「中高

## 労働力人口

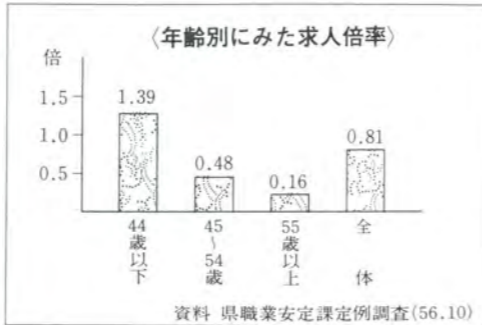
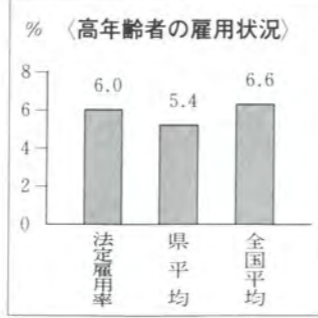


## 高年齢者の雇用促進月間中の運動

このように高年齢者の厳しい雇用状況の中で、安定した雇用の場を確保するため、県では次のような各種の援助制度を行っています。特に十月一日から十月三十一日までを「高年齢者雇用促進月間」とし、

就職の促進  
などを月間の重点課題とし、次のような行事を行い、積極的に高年齢者の雇用促進運動を展開します。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。



## 各種雇用援助制度

- 定年延長奨励金**  
定年年齢を56歳以上に引き上げる事業主が受給できます。
- 高年齢者雇用確保助成金**  
60歳以上の定年制をしき、かつ昭和57年1月1日以降新たに61歳以上まで継続雇用する制度(定年延長、再雇用、勤務延長など)を設けた事業主が受給できます。
- 富山県継続雇用・再雇用奨励金**  
57歳以上60歳未満の定年制をしき、かつ、定年到達者を定年退職後引き続き1年以上雇用する事業主が受給できます。
- 特定求職者雇用開発助成金**  
高年齢者等の就職が困難な者を雇い入れる事業主が受給できます。
- 職場適応訓練費**  
中高年齢者等就職困難な求職者に対し職場の作業環境に適應させるための訓練を行い、訓練終了後にその求職者を雇い入れる事業主が受給できます。  
なお、訓練を受ける求職者には雇用保険給付又は訓練手当が支給されます。
- 高年齢者職場改善資金融資**  
高年齢者向きに作業施設等の職場改善を行う事業主に対し、その資金を融資する制度です。  
なお、これらの制度についての詳細は、県職業安定課までお問い合わせください。



中高年齢者雇用促進大会

- (1) 「昭和六十年六十歳定年の一般化」に向けての定年延長の促進
- (2) 六十歳以上の定年到達者の雇用延長の制度化促進
- (3) 高年齢者雇用率制度に基づく雇用の促進
- (4) 高年齢者を対象とする特別求人開拓の実施などによる再

## 月間中の行事予定

- ◇ 中高年齢者集団面接選考会の開催  
(一)富山会場  
10月6日(水) 午後1時30分  
富山商工会議所ビル10階大ホール  
(二)高岡会場  
10月13日(水) 午後1時30分  
高岡商工ビル2階大ホール
- ◇ 高年齢者雇用促進大会の開催  
10月15日(金) 午後1時30分  
富山県民会館401号室  
(一)高年齢者雇用優良企業、優良高年齢就職者の表彰  
(13:40～14:20)  
(二)講演(雇用促進セミナー)  
(14:30～16:00)
- ◇ 高年齢者雇用促進展(パネル展)の開催  
(一)富山会場(ユニー西町店)  
10月2日、3日、4日  
(二)高岡会場(高岡商工ビル)  
10月12日、13日、14日  
(三)砺波会場(砺波プラザ)  
10月16日、17日、18日  
(四)魚津会場(魚津サンプラザ)  
10月23日、24日、25日
- ◇ 雇用率達成、定年延長推進懇談会の開催  
(10月下旬開催予定)
- ◇ 高年齢者雇用促進連絡会議の開催  
(10月下旬開催予定)
- ◇ 高年齢者雇用率未達成企業に対する雇用要請及び高年齢求職者を対象とする特別求人開拓の実施(月間中)

# 不当景品付販売に要注意!!

## 懸賞により提供する景品類の最高額は制限されている……



## チューインガムで 一千万円を当てよう

これは、実際にあった、景品  
付販売のキャッチフレーズです。  
このほかに、商店街の年末大売  
出しで一万円札のつかみどりや、  
家庭電気器具で八百万円の豪華  
住宅を差し上げますというもの  
もありました。

当時のことをおぼえている方  
の中には、最近の景品は貧弱に  
なったと思っている方もおられ  
ると思います。

## なぜ景品付販売が いけないのでしょうか

### ——景品付販売の悪いところ——

- 第一に、景品付販売は、ある  
業者が行うと、他の業者も負け  
ずに始め、しかもだんだん景品  
の規模や金額が大きくなってい  
きます。その結果、景品にかか  
った経費は商品の価格にその分  
が上乘せされ、結局消費者が高  
い商品を買わされることになり  
ます。
- 第二に、競争は、本来、商品  
の品質や価格の面で行われるも  
のです。景品の付け方がうまい  
企業が栄え、他方、品質が良く  
価格も安い商品を売っているま  
じめな企業が競争に負けるとい  
うことは、公正ではなく、また  
国民生活にとっても大きな損失  
です。
- 第三に、景品付販売に制限が  
なくなれば、景品などにお金を  
多くまわせる業者が有利になっ  
てしまいます。

第四に、景品につられて、必  
要のないものまで買ってしまう  
をゆがめてしまいます。

## 景品額の制限

このように、景品付販売には、  
いろいろ悪いところがあります  
がすべての景品が禁止され  
るわけではありません。取引  
条件によって、次のような景品  
額が認められています。

## ▽懸賞(抽せんやクイズ)による景品提供

### ○商店が単独で実施する場合

取引価格	景品の最高額	景品の総額限度
500円未満	取引価格の20倍	懸賞による売上げ 予定総額の2%ま で
500円以上5万円未満	10,000円	
5万円以上10万円未満	30,000円	
10万円以上	50,000円	

### ○商店街などが共同して実施する場合

景品の最高額の制限は20万円・景品の総額の限度は、懸賞による売上げ予  
定総額の3%まで。

## ▽ベタ付景品

例えば、バイクをお買上げの方に1年分のガソリンをプレゼントするとい  
うように懸賞によらないで景品を提供する場合

取引価格	景品の最高額
1,000円未満	100円
1,000円以上50万円未満	取引価格の1/10
50万円以上	50,000円

## 懸賞により提供する景品類の 総額も制限されている……



## 新聞購読勧誘について

公正取引委員会では、全国の  
新聞社や新聞販売店が、公正か  
つ自由な競争を行うことを促進  
させるため、新聞の購読勧誘に  
際して行う次の行為を景品表示  
法によって禁止しています。

- 物品などの経済上の利益(景  
品)を提示すること(例えば○  
○を差し上げますから三ヵ月購  
読して下さい。)
- 無料紙(無代紙)を配達する  
こと(例えば、「一ヵ月分の新聞  
代金を無料にしますから三ヵ月  
取って下さい。)

新聞業界においては、現在、  
新聞が違法な方法で販売される  
ことのないよう、いわゆる新聞  
販売正常化を進めております。

8月16日～9月15日

### 8月24日～9月6日

#### ◎県内6カ所で新総合計画 住民懇談会開催

これからの富山県づくりの基礎となる新総合計画の中間報告書が、8月6日に県総合開発審議会によって提出されましたが、県では県民参加による新総合計画の策定を図るため、県内6カ所で住民懇談会、市長村長会議を開催しました。

富山市(8月24日)、新川広域圏(8月25日)、高岡広域圏(8月31日)、砺波広域圏(9月1日)、富山広域圏(9月3日)、射水広域圏(9月6日)の各会場では、貴重な意見や要望が多くいただきました。

### 9月2日

#### ◎県体育センター基本計画決まる

富山市秋ヶ島に建設する富山県総合体育センターの建物延べ床面積は18,700平方メートルと全国有数のもので、国際的な競技も可能な大体育館、温水プールなどのほか、研修、合宿施設なども備わり、スポーツの技術水準の向上、県民スポーツの振興・普及をはかる総合的な機能を備えた施設です。

また、このセンターの第1期工事は本年度中に着工し、59年3月に完成する予定です。



県総合体育センターの完成模型

### 9月3日

#### ◎福岡町で「知事と語るつどい・まちまわり」

知事と語るつどい・まちまわりが福岡町で行われました。

知事と語るつどい会場となった農村環境改善センターには、約310人の住民のみなさんが出席され、知事と活発な意見交換が行われました。

また、まちまわりでは、赤丸トレーニングセンターなど11カ所を視察しました。

### 9月4日～9月15日

#### ◎「婦人の翼」派遣

今年で2回目を迎えた「富山県婦人海外派遣団 ―豊かな郷土を拓く婦人の翼」(竹部喜代子団長)の一行37人が、西ドイツ、スイスへ出発しました。

一行は、福祉施設の見学、婦人会組織の見学、ホームビジネット、婦人の地位調査、国際赤十字、消費者組織の見学などを行い15日に富山に帰ってきました。



記念植樹する中沖知事(赤丸トレーニングセンター)



多くの人に見送られて出発



元気に帰県し、知事に報告する婦人の翼の一行

### 9月6日

#### ◎「交通緊急事態」を宣言

富山県警察本部は、相次ぐ交通死亡事故に歯止めをかけるため「交通緊急事態」を宣言しました。

この宣言は、県内全域を対象にしたもので、当分の間、飲酒・暴走運転を中心に取り締まりを強化し、死亡事故の発生を防ぎます。

### 昭和57年 10月街頭献血日程

月日曜	場 所	時 間	月日曜	場 所	時 間
10/ 2土	富山駅前	10:00～16:00	10/15金	新湊市役所前	10:00～15:30
2土	高岡駅前	10:00～15:30	16土	富山駅前	10:00～16:00
7休	城端町役場前	10:00～15:30	16土	魚津サンプラザ前	10:00～15:30
7休	立山町商工会前	10:00～15:30	19火	小矢部市役所前	10:00～15:30
8金	大山町役場前	10:00～15:30	30土	富山駅前	10:00～16:00
9土	富山駅前	10:00～16:00	30土	高岡駅前	10:00～15:30
9土	高岡駅前	10:00～15:30	31日	婦中町古里支役所前	10:00～15:30
10日	富山西武前	10:00～16:00	31日	高岡駅前	10:00～15:30

### 9月6日

#### ◎氷見で県総合防災訓練

中沖知事を訓練本部長に、海上保安部、自衛隊、消防、警察、県、市、市民団体など総勢約11,000人が参加して、県総合防災訓練が氷見市で行

われました。

市街地一円を舞台とした第1会場と石川県境の床鍋地区の第2会場に分かれて訓練は行われ、車輛130台、航空機ヘリコプター1機、船舶7隻が参加し、あらゆる想定訓練が陸海空で繰り広げられました。



ヘリコプターと救急車の連携による救助訓練

### 9月9日～

#### ◎9月定例県議会開会

9月定例県議会が9月9日開会し、57年度一般会計補正予算案など28案件を一括上程したあと中沖知事が提案理由を説明しました。

なお、会期は9月22日までの14日間。



提案理由を説明する中沖知事

### 9月10日

#### ◎ガン征圧全国大会開催

国民総ぐるみでガン撲滅運動を推進する57年度ガン征圧全国大会が富山市の県民会館で開かれました。



ガン征圧全国大会

#### ●時効にかかる軍人恩給請求

旧軍人の恩給請求のうち、次の請求は11月6日で時効にかかりますので、該当の方は請求もれのないよう御注意下さい。

(1)、下士官以上としての階級の在職年が6ヵ月未満の者又は兵の階級の者で、引続く実在職年が3年以上の一時恩給請求。なお、死亡している場合は、遺族が請求できます。

(2)、普通恩給をすでに受給している方で、65歳以上70歳未満の人の加算改定請求。これは、旧軍人の加算年を金額計算の基礎に職年へ算入するよう請求するものですが、中には改定効果がないため、請求が不要な場合もあります。

◎いずれの場合も、くわしくは県庁社会福祉課恩給係におたずねください。

#### ●理容師・美容師試験のお知らせ

昭和57年度第2回理容師試験及び美容師試験の学科試験を11月1日(月曜日)、実地試験を11月22日(月曜日)に実施します。

受験を希望される方は、受験願書を10月8日(金曜日)から10月19日(火曜日)までに、県内の受験者については住所を管轄する保健所へ、又県外の受験者については富山県厚生部環境衛生課へ提出して下さい。

なお、詳細については、最寄りの保健所、又は富山県厚生部環境衛生課 ☎ 0764-31-4111へお問い合わせ下さい。

#### ●富山県婦人美術展の作品募集

県では、第3回富山県ウーマンフェスティバルの一環として婦人美術展を開催します。

この美術展は、県内にお住いの20歳以上の婦人の方ならどなたでも応募できます。

◎募集部門 日本画・洋画・彫刻・工芸・書

◎申込方法 11月16日(火)に展示会場で作品の搬入と同時に申込を受付

◎展示期間 11月19日(金)から11月23日(火)正午までの5日間

◎展示会場 富山県民会館A展示場

なお、出品規定など詳細については、富山県芸術文化協会事務局(0764-8635)または県庁婦人青少年課(0764-4111)へお問い合わせください。

#### ●昭和57年度 富山県社会教育大会の開催案内

富山県教育委員会では、富山県社会教育振興協議会、富山県社会教育委員連絡協議会との共催により、来る10月18日(月)、第11回富山県社会教育大会を開催します。

この大会は、「21世紀をにう青少年の育成をめざして」をテーマに、社会教育関係者のみならず、広く一般県民の参加のもとに、21世紀をにう青少年の健全育成を図るものです。

会場は、富山県教育文化会館で、午後1時から実践発表、記念講演などが行われます。講師は、前富山県教育長屋敷平州先生を予定しています。

みなさんの参加をお待ちしています。なお、お問い合わせは、県教育委員会社会教育課へ。



家族で楽しめる緑豊かな公園

## 魅力ある郷土づくり

### シリーズ 県有施設紹介⑦

## 県民公園 新港の森

新港の森は、富山新港西側にあって、富山高岡地区新産業都市建設の中核である新港臨海工業地帯からの公害を防止し、地域住民に緑豊かな憩いの場を提供するために、昭和五十一年度から公害防止事業団が造成した緩衝緑地です。

この森には、総面積二十五ヘクタールの中に約十一万本を植

樹した緑地をはじめ野球場や陸上競技場、庭球場などのスポーツ施設のほかスロープひろば、さくらのひろば、

けやきのひろば、どんぐりの林、万葉の木のコナーなどのユニークな施設が配置されています。植栽は、将来

は亭々とそびえる森を形づくるようにクロマツ、ケヤキなどの高

木のほか、春には桜、藤、サツキ、ツツジの花が咲き、夏には常緑、秋にはカエデ、けやきの紅葉を楽しめるほか、ドングリ拾いのできるコナラやクヌギ、芳香性のあるキンモクセイ、クチナシなども植えられています。

さらに、ウメモドキなどの野鳥が好む実のなる木を植え、野鳥に対するサンクチュアリーの性格をも持たせています。

また、本県に関係の深い万葉の木を植えるとともに市町村の木のコーナーや薬草園を設けることにしています。

このように四季折々の景観を家族ついで楽しめる緑豊かな公園として十月に開園します。なお、スポーツ施設については、芝生の活着をまって来年の夏から使用を開始いたします。



新港の森は、工業地帯からの公害を防止するとともに、みなさんの憩いの場となっています。

# みなさんと県庁とのパイプ役

## イメージアップをはかる県広報

広報課では、みなさんと県庁とを結び大切なパイプ役として、この「県広報とやま」のほか、テレビ、新聞などの媒体を活用して、

県の施策の紹介や、暮らしに欠かせない情報を提供しています。

### テレビ広報

#### KNB

県民に向かって開かれた県政の諸施策等について、県民のみなさんに十分知っていただくための番組です。ベテラン稲垣健次アナを司会として、親しみやすく構成します。

なお各週ごとの具体的内容は次のとおり予定しています。

- 第1週 県政上の諸問題を紹介。
- 第2週 県有施設の紹介(新シリーズ)。
- 第3週 県の主要プロジェクト紹介(4月~9月)。
- 第4週 知事と語る(又は知事に聞く)。
- 第5週 本県出身者の登場

#### 富山テレビ

県内各地の明るい話題や郷土の自然、産業、文化、県民の活動などを紹介し、郷土のよさを見直そうという番組です。

話題をメインに各ミニコーナーでつなぎ、バラエティに富んでいて家族みんなで楽しめます。逢地真理子アナを司会として、話題を新しい面から切り拓くため男性レポーター3名を起用しています。小泉哲也(プロスキーヤー) 金木 静(作家) 飯田敏雄(福光東部小校長)

### 新聞広報

#### みんなの県政

毎月最終土曜日に北日本、富山、読売、北陸中日の4紙に2頁で掲載しています。このうち、4回は、見開き2ページを使って掲載します。

#### 県からのお知らせ

朝日、毎日、毎日第2、最終土曜日に、北日本、富山、読売、北陸中日は第2土曜日に掲載しています。

### 県民相談室

#### 県政についてのご相談は県民相談室へ

県民相談室	富山市新総曲輪1-7(県庁内) ☎富山31-4111(代) 31-3131(県民電話・直通)
高岡地方県民相談室	高岡市赤祖父211(総合庁舎内) ☎高岡21-9411
魚津地方県民相談室	魚津新宿10-7(総合庁舎内) ☎魚津24-5311
砺波地方県民相談室	砺波市幸町1-7(総合庁舎内) ☎砺波3-5151

KNB「こんにちは富山県です」 毎週日曜日、午前8時~8時30分	10月のテレビ	富山テレビ「110万人のひろば」 毎週日曜日、午前9時~9時30分
~次代を担う少年と老人とのふれあい~	3日	秋の野山は楽しさいっぱい
総合体育センターの概要	10日	飯田先生の教育相談
働く婦人	17日	哲也の体験レポート ラグビーに挑戦
知事と語る ~青年の船・中国との友好~	24日	女性と就職
県出身有名人に聞く	31日	夢のある農業をめざして PART II

# 来年は現在の富山県が誕生して ちょうど100年を迎えます。

この記念すべき年を象徴する、シンボルマークが決まりました。  
みなさん、いろいろなものに、ご自由に使用してください。



○シンボルマークの使用は、自由ですが、使用目的が次のいずれかに該当するものについては、使用を認めません。

- |  |                                    |
|--|------------------------------------|
| (1) 主として特定の政治、思想、宗教などの活動の目的に利用しようとするもの | (4) 公序良俗に反する目的に利用しようとするもの          |
| (2) 特定個人の売名に利用しようとするもの                 | (5) 置県百年記念事業を推進するうえで、支障があると認められるもの |
| (3) 不当な利益をあげるために利用しようとするもの             | (6) その他、置県百年の意義に照らしふさわしくないと認められるもの |

○なお、シンボルマークには色指定がありますので、置県百年記念事業推進事務局(☎0764-31-4111 内線324)へお問い合わせください。